

総 説

統合型リゾート「日本型」に求められる
「型と規模」についての考察

竹 田 文 雄

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

A study of “type” and “scale” required for
the Integrated Resort “Japanese style”

Fumio TAKEDA

(Department of International Tourism, Faculty of Human and Social Studies,
Nagasaki International University)

Abstract

Regarding the introduction of “Integrated Resorts (IR)” in Japan, “where?” is currently attracting attention, but also, we should also be interested in “what shape?” and “how big?” to be. Therefore, this study aims to consider the “type and scale” required for the Integrated Resort “Japanese style”, based on Japan’s tourism policy and related laws, the current situation of the leading overseas Integrated Resorts, and the “Kyushu / Nagasaki IR Basic Concept plan”.

Key words

IR, Attracting guests device, Domestic tourism promotion, Kyushu / Nagasaki IR Basic Concept plan

要 旨

我が国の「カジノを含む統合型リゾート (IR)」の導入について、いまは「どこに？」に関心が集まっているが、「どのような形？」「どのくらいの大きさ？」についても関心が持たれるべきである。よって本稿は、我が国の観光関連法令、先行する海外の統合型リゾートの現状、そして「九州・長崎 IR 基本構想」を踏まえながら、統合型リゾート「日本型」に求められる「型と規模」を考察するものである。

キーワード

IR、誘客装置、国内観光旅行促進、九州・長崎 IR 基本構想

はじめに

我が国の「カジノを含む統合型リゾート (以下 IR)」の導入について、一般的には「どこに？」に関心が集まっている。今般の「IR 区域の認定」は最大で3か所、と定められている為、特に候補として名乗り出ている地方自治体では「どこに？」の点に関心が集中している。

このこと自体は自然な反応であるが、しかし

ながら誘致しようとしている IR の内容についてはどうであろうか。こちらは一般的にはあまり知られていないとの印象を筆者は受けている。大阪府、和歌山県、長崎県などは既に IR オペレーターを選定し、IR の構想も順次打ち出されているにも関わらず、である。

日本最大規模の国際会議場施設と展示場施設、エンターテインメント施設、及び日本に初めて

導入されるカジノ施設等で構成される IR は、誘致先、すなわち認定される区域及びその周辺地域に新たに膨大な人の流れと多様な経済的効果をもたらすことが期待できる。「九州・長崎 IR」を例にとると、開発総事業費3,500億円、年間延べ来訪者数840万人が想定されている（長崎県 IR 推進課広報リリース・2021年8月30日付による）。この人数は近接するハウステンボスの年間入場者数のおよそ3倍程度の規模である。従ってこのような IR は「巨大な誘客装置」とも称することができる施設群である。

以上の点から、このような機能を持つ IR については、「どこに決まる？」のみならず、「どのような形？」「どのくらいの大きさ？」という点にも関心を持つことが大切である。

また2022年内には IR 区域が認定されること、最大で3か所が認定されることは既に一般的に知られているが、その認定が3か所未満になる可能性や、IR の数の見直しは第一次認定から7年後に検討が為されることなどはあまり知られてはいないと思われる。

よって本稿は、我が国の観光関連法令、先行する海外の IR の現状、そして「九州・長崎 IR 基本構想」を踏まえながら、世界に冠たる IR を目指す「日本型 IR」¹⁾の「型と規模」について考察していく。

第1章：我が国の観光関連法令の読解

第2章：先行する海外 IR の概観

第3章：海外 IR から見る「日本型 IR」及び「九州・長崎 IR」の考察

第4章：まとめ－「日本型 IR」の「型と規模」

第1章：我が国の観光関連法令の読解

1.1 2003年「観光立国宣言」以降に成立した観光に関する主たる法令

1.1.1 「観光立国推進基本法」(2006年)

1.1.2 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下 IR 推進法）」(2016年)

1.1.3 「特定複合観光施設区域整備法（以下 IR 整備法）」(2018年)

1.1.4 「特定複合観光施設区域整備法施行令（以下 IR 整備法施行令）」(2019年)

1.2 「観光立国推進基本法」

「観光立国」とは「工業立国や貿易立国などへの一辺倒から脱却し観光を経済基盤のひとつとする国」であり、我が国はそのような国を目指すことを2003年に宣言した²⁾。その宣言を推進させる為に、議員立法にて2006年12月に「観光立国推進基本法」が成立している。

この「観光立国推進基本法」は、1963年に成立した「観光基本法」を21世紀の観光立国化に向けて大幅にアップデートしたものである。特筆すべきは「地域が取り組みの主体」「創意工夫を生かして取組む」とする点である³⁾。この「地域主体」という発想は、IR 誘致のコンペティションにまで連続と確実に受け継がれている。よって本稿冒頭でも触れたように、私たちは IR が「どこに？ うちに来る？」だけではなく「どのような形？」「どのくらいの大きさ？」といった点にも関心を持つべきである。加えて「どのような IR がやって来るのが楽しみ」と私たちが IR について期待を持てるように、また誤った先入観に囚われないようにリードする地方自治体の広報活動も重要である。地方自治体による IR の広報活動においては、「このような IR を作ります」と地域でシェアできるような海外先行事例もあるほうが良い。またそこで必要となるのが、繰り返しとなるが「どのくらいの大きさ？」「どのような形態？」の切り口でのイメージの提供である。

1.3 「IR 推進法」

2016年12月に成立した「IR 推進法」はその名の通り、IR の導入を推進させる為の「To Do リスト」の位置付けである。ただし前述の「観光立国推進基本法」が2006年に成立してから10年が経過している⁴⁾。この10年間に観光を取り巻く環境には目まぐるしい変化があった。たとえば国内では2008年の観光庁の設立、海外で

は2010年のシンガポール IR の完成である。シンガポールの IR はその後継続して成功を収めている、2014年には当時の安倍元首相が視察している。このことからシンガポールの IR は我が国の観光政策に少なからず影響を与えたと言えるし、また参考とすべきである。「日本型 IR」と海外 IR との間での「型と規模」の対比については第3章にて考察する。

1.4 「IR 整備法」

IR 推進法から約1年半の期間を経て成立した「IR 整備法」は、IR 導入の為の細則を整備したものである。この第二条にて、IR 施設の要件が提示されているので以下に引用する。

(カジノ施設に加えて、)

1.4.1 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設

1.4.2 国際的な規模の展示会、見本市等の開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設

1.4.3 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設

1.4.4 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設

1.4.5 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設

1.4.6 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

上記1.4.1から1.4.6の施設一覧が、「うちにやって来る IR はどのような形？」の問いかけに対する初めての答えである。「九州・長崎 IR 基本構想」もこの施設要件に沿って構成、説明が為されている。ただし同構想においては、上記1.4.1、1.4.2、1.4.5は数値的ガイドラインが設定されているが、1.4.3、1.4.4、1.4.6はコンセプトの紹介に留まっている。よって「型と規模」の双方を

より鮮明にする為には、更なる考察と課題出しが必要である。

第2章：先行する海外 IR の概観

我が国の IR 導入時期は国際的観点では後発であり、先行諸国の成果を考慮した上での導入決定であることは、時の安倍元首相のシンガポール IR 視察を例として既述したとおりである。そこで本章では「日本型 IR」の「型と規模」を見定める為に先行する海外 IR を概観していく。

2.1 ラスベガスの IR

2.1.1 ラスベガスの IR の概観

ラスベガスのあるネバダ州は1869年にギャンブル合法化を決定。米国全体でのギャンブル反対活動が激化して一旦非合法となるが、1931年には米国全土で完全合法化された。しかしながらその後マフィアがカジノ事業に介入した為、ラスベガスのカジノ産業はいわゆる悪の温床と化してしまうのだが、1950年代から1960年代の間にそのようなマフィアの介入は徐々に撤廃されていった。続いて投機家などが主体となって大規模なホテルが建設され始め、その後1990年代に入ると IR が登場した。その中でも代表的な IR が以下の2か所である。

2.1.2 ベラージオ

表1：ベラージオ概要（ラスベガス）

ベラージオ（ラスベガス）	
開業年	1998年
敷地面積	約31万 m ²
カジノ	9,290 m ² テーブル151台 スロット1,851台
ホテル客室数	3,933室
最大の会議場	最大5,500人収容 約1.9万 m ²
会議場	50部屋（最大4,181 m ² ）
	・噴水（LAS 最大規模） ・劇場：1,809席 ・水族館 ・植物園 ・プール

(出典元：第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議
参考資料1から作成)

ヨーロッパの美しい村の印象をモチーフとしたベラージオは、砂漠の中心であるラスベガス

の繁華街、ストリップ地区にイタリア北部の湖をイメージした大きな池を作り、毎日、壮大な噴水ショーを演出している。数多く存在する巨大ホテル群の中でもそのセレブ感やゴージャス感は秀逸と言われており、映画「オーシャンズ11」の舞台にも選ばれた。

2.1.3 MGM グランド

表2：MGM グランド概要（ラスベガス）

MGM グランド（ラスベガス）	
開業年	1993年
敷地面積	約41万 m ²
カジノ	1.5万 m ² テーブル130台 スロット2,500台
ホテル客室数	5,044室
会議場/ 展示場合計	約5.3万 m ²
最大会議場	約3.5万 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場（746席、1,951席） ・結婚式場 ・アリーナ（最大16,800人収容） 	

（出典元：第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議
参考資料1から作成）

ラスベガス最大級のカジノフロアを擁し、また客室数は世界最大級である。併設するグランドガーデンアリーナでは、著名なスターのコンサートやボクシング、プロレス等が定期的開催されている。

2.1.4 ラスベガスの IR の特徴

さてラスベガスでは1990年代に入り、コンベンションセンターとマッカラン国際空港を結ぶストリップ地区に、「大きなコンベンション用フロアを有し」、「ディナーショーやマジックショーなどのエンターテイメントを常時開催する」、「テーマパーク性を帯びた」巨大ホテルの建設が始まった。有名なものでは上掲のベラージオ、MGM グランドの他に、ヴェネツィアの街を再現した「ザ・ヴェネツィアン・ホテル・アンド・リゾート」、ピラミッドの形をした「ルクソール・ホテル・アンド・カジノ」などがある。このように、いまやラスベガスのストリップ地区には様々な特徴を持つ20以上の IR 型ホ

テルが立ち並び、IR の集合体を形成している。そしていずれの IR 型ホテルも趣向を凝らしたダイニングやエンターテイメントを展開している。よって以下、このラスベガスのストリップ地区のように IR が集まっている形態を「ラスベガス型 IR 群」と称する。

なおラスベガスでは、エンターテイメント産業やアミューズメント施設が強化され続けた結果、いまでは売上高ベースにてカジノ以外の事業がカジノ事業を上回る状況にある。ラスベガスのあるネバダ州における2017年度のカジノ事業と非カジノ事業のシェアは42%/58%である。なおシンガポールの2か所の IR 合計の同シェアは77%/23%である⁵⁾。この数値から、カジノタウンからスタートしたラスベガスがコンベンションシティ化して、そしてエンターテイメントシティ化を目指して新たな誘客機能を強化し続けてきた成果が伺える。これは世界の IR の中でも特筆すべき現象である。

そして一朝一夕には成し得ないことではあるが、この「ラスベガス型 IR 群」のようにカジノに依存せず、他の誘客機能を強化してカジノ以外の事業シェアを高めていくことが、「日本型 IR」の目指すべきゴールのひとつである。

2.2 ヨーロッパの IR

2.2.1 ヨーロッパの IR の概観

ヨーロッパの IR の成り立ちは、湯治や避暑に端を発したヨーロッパの保養地が、エンターテイメントの一環としてカジノ施設を設置したことに由来する。カジノ施設が開設されて人が集まるようになり、宿泊施設が整備されていった。そしてその宿泊施設の会議室等を利用した小規模なコンベンション（会議体）等が開催されるようになる。そのコンベンション機能（会議体を開催できる機能や設備等）の所在が世間に周知されると、コンベンション開催の機会が増え、そしてコンベンション専用施設が建設されるようになる。さらにその周辺地域も含めて、対応できる範囲内で MICE⁶⁾ 施設や宿泊施設が

増設されてきたのである。

このような成り立ちを持つヨーロッパの IR を、以降「ヨーロッパ型 IR」と称する。この「ヨーロッパ型 IR」の一番の特徴は「地域」を起点として成立する点である。よって「地域型 IR」と称することもできる。保養地から発展した個々の施設は決して大規模では無く、世界のトップレベルからは程遠い。ただしそれら各施設が一軸となって MICE を誘致し、その地域全体で IR を形成しているのである。またその地域全体を借景とすることで、IR に広がりを持たせていることも「ヨーロッパ型 IR」の特徴である。

2.2.2 ヨーロッパの IR のその他の特徴

加えて、ヨーロッパ域内の IR 及び MICE に関するその他の特徴を 2 点付記しておく。

2.2.2.1 IR エリア内の距離感（遠からず近からずの距離）

ヨーロッパ域内にて見られる IR の多くは上記の「ヨーロッパ型 IR」である。例えばモナコのモンテカルロであれば、カジノ・ド・モンテカルロとグリマルディ・フォーラム（コンベンションセンター）が徒歩約10分の距離に位置し、その沿道にはフェアモント・モンテカルロやホテル・ド・パリのような MICE 参加客層に対応できる複数のホテルが立ち並んでいる。また欧州の IR として例示されることの多いドイツのバーデンバーデンも、カジノとコングレスハウスが徒歩約 8 分の距離にあり、モンテカルロと同様にその街全体で IR を構成している。

2.2.2.2 「ヨーロッパ型 IR」は MICE の M/I/C を重視

ヨーロッパで開催される展示会・見本市（EXHIBITION）には大規模なものが散見される。例えば毎年10月にドイツで開催される「本の見本市（Buchmesse）」は、5 日間でおよそ 30 万人が来場する規模であり、この見本市を開催するフランクフルトは広大な敷地に建つ巨大

な見本市会場を有している。ヨーロッパの展示会・見本市の多くはこのような集客力がある為、フランクフルト以外にも、ドイツのハノーバー、イタリアのミラノ、スペインのバルセロナのように、大規模展示会・大規模見本市を開催できる施設を有する「見本市開催都市」が複数存在する。

ところがこれらの大規模な展示会・見本市は、保養地がカジノを設立することからスタートした「ヨーロッパ型 IR」の応需能力を上回る場合が多い。その為、「ヨーロッパ型 IR」は MICE の「M/I/C」誘致に軸足を置き、「E/見本市・展示会」には注力しない傾向が伺える。

なお「九州・長崎 IR 基本構想」では、新設する国際会議場施設の規模を国内に現存しない「収容人数6,000人以上」と設定し、同じく新設する展示会等施設を「規定の最小限度枠である 2 万 m²」に留めている⁷⁾。この点は上述の「ヨーロッパ型 IR」のコンセプトと合致している。これは「九州・長崎 IR 基本構想」がその設計段階からヨーロッパの IR を意識してきた為であろう。

2.3 シンガポールの IR

2.3.1 シンガポールの IR の概観

シンガポールでは2005年にカジノ導入が決定されたが、そこから遡ること10年余り前、1990年代半ば頃からインバウンド観光の伸びが頭打ちとなっていた。これは“クリーンなシンガポール”を打ち出した観光施策の不振や ASEAN 諸国の観光インフラの成長による競合化など複数の原因が重なった結果だが、最も数値を落とした2003年は SARS（重症急性呼吸器症候群）パンデミックに起因していた。この SARS が東南アジア方面への海外旅行に深刻なダメージをもたらしたのである。そのような状況からの脱却を目指して、2004年には新たな観光施策が開始され、2005年にはカジノ導入が認められた後、5年の準備期間を経た2010年に、マリナ地区とセントーサ島の 2 か所に IR が開業した。そ

の後のインバウンド観光収入は、2015年の為替高騰による減収以外は順調に増加の一途をたどっている。ではこのような経緯をたどって登場した2か所のIRを概観していく。

2.3.2 マリーナ・ベイ・サンズ

表3：マリーナ・ベイ・サンズ概要（シンガポール）

マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	
開業年	2010年
敷地面積	約19万m ²
カジノ	1.5万m ² テーブル600台 スロット2,500台
ホテル客室数	2,561室
最大の会議場	7,672m ² 、最大8,000人収容
最大の展示場	約1.7万m ²
	・劇場：1,679席/2,155席 ・博物館：1.4万m ² ・スカイパーク（展望プール等）
年間訪問客数	4,500万人

（出典元：第1回特定複合観光施設区域整備推進会議
参考資料1から作成）

埋め立て地であるマリーナ地区に立地しており、3つのタワーとスカイパークが印象的なホテル棟、美術館・博物館棟、劇場、カジノ、会議場（M/I/C）・展示場（E）から構成される。このカジノ施設と会議場施設は世界最大級である。

2.3.3 リゾート・ワールド・セントーサ

表4：リゾート・ワールド・セントーサ概要（シンガポール）

リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）	
開業年	2010年
敷地面積	約49万m ²
カジノ	1.5万m ² テーブル500台 スロット2,400台
ホテル客室数	1,600室
最大の会議場	最大6,500人収容
最大の展示場	最大3,000人収容
	・劇場：1,600席/100席 ・博物館：1.8万m ² ・水族館：12.5万m ²
	・ユニバーサルスタジオシンガポール：約18万m ²
年間訪問客数	2,000万人

（出典元：第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議
参考資料1から作成）

ゲンティンリゾートが世界に展開する「リゾート・ワールド」のひとつで、セントーサ島に立地しており、ユニバーサルスタジオが隣接している。リゾート内はカジノ棟が中央に位置しており、その周囲をホテル及び世界最大規模の海洋水族館、コンベンションセンター、アウトレット店舗などが取り囲む。

リゾート・ワールド・セントーサも、マリーナ・ベイ・サンズと同様に世界最大級の会議場施設とカジノ施設を有している。この施設面での特徴に加えて、リゾート感を醸し出すコンセプトを持つシンガポールの2か所のIRを、以下「シンガポール型IR」と称する。

第3章：海外IRから見る「日本型IR」及び「九州・長崎IR」の考察

3.1 「日本型IR」に求められる「目標」の確認

3.1.1 国際的なMICEビジネスの展開

「日本型IR」における、国内最大級のスケールとクオリティを有するMICE施設の整備。

3.1.2 世界中から観光客を集める

「2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円。」

3.1.3 来訪客を国内各地に送り出す

我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題。国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出す。

上記3.1.1から3.1.3は、政府「IR推進本部」が2020年12月に発信した「IR基本方針」の第1章第2項「目標」の骨子である。ここに「日本型IR」が目標とする「型と規模」及び新機能が示されている。

3.2 「日本型 IR」と海外 IR との間での「型と規模」の対比

それでは「型と規模」の差異を見出すことを趣旨として、「ラスベガス型 IR 群」、「ヨーロッパ型 IR」、「シンガポール型 IR」と上述の「日本型 IR」を対比してみることにする。

3.2.1 「ラスベガス型 IR 群」との対比

我が国の IR 区域は、2022年内とされている第一期認定にて、最大3か所のカジノ事業が認定されることは既述のとおりである。従って我が国ではラスベガスの様に IR が立ち並ぶ光景を見ることは無い。しかしながらその IR の形態ではなく、IR の収益面にてラスベガスが成し遂げた「売上高におけるカジノ以外の事業のシェア向上」については、「日本型 IR」も大いに参考にするべきである。

3.2.2 「ヨーロッパ型 IR」との対比

第2章にて述べたとおり、「ヨーロッパ型 IR」の特徴は「地域」から成立する点であり、またその地域全体を借景とすることで IR に広がりを持たせている点である。これらの点を鑑みると、リゾート型 IR 構想を表明している長崎県 IR と和歌山県 IR はこの「ヨーロッパ型 IR」を参考にすることができると言える。

ただし「ヨーロッパ型 IR」のその「規模」については留意すべき点がある。それは上掲の「IR 基本的方針」にて定義された「日本型 IR」と一般的な「ヨーロッパ型 IR」との間の「規模(スケール)」の差異である。今般「日本型 IR」に求められている「C/コンベンション」の規模は、現存する「ヨーロッパ型 IR」のコンベンション規模を完全に凌駕している。例えばドイツ・バーデンバーデンのコンベンションセンターは最大2,700人を収容する⁸⁾が、「九州・長崎 IR 基本構想」における国際会議場施設は収容人数6,000人以上と計画されている。従って、今後「日本型 IR」を具体化していく際には「ヨーロッパ型 IR」の「型」を参考にすることができるが、例えば

国際会議場や見本市会場などの個別の施設を見ていく際は、その規模感の差異に留意しなければいけない。

この規模感について参考軸となるのが「シンガポール型 IR」である。

3.2.3 「シンガポール型 IR」との対比

シンガポールには、MICE 客層を主なターゲットとした「マリーナ・ベイ・サンズ」と、ASEAN 地域内のレジャー客層を主なターゲットとした「リゾート・ワールド・セントーサ」の2か所の IR が存在する。これらの IR は、その設立コンセプトや訴求するターゲット層は異なるものの、単体の IR として見ると、いずれも世界最大級の規模を持つ点で共通している。「日本型 IR」の目標である「これまでにないスケールとクオリティを有する MICE 施設を整備していく」点を踏まえると、「日本型 IR」がシンガポールの2か所の IR を参考とすべき点は、世界最大級とされるその施設の規模感である。

3.2.4 対比の結果

以上、「日本型 IR」と海外 IR との対比の結果、「型」やコンセプトは「ヨーロッパ型 IR」が最も近似していること、そして「規模」は「シンガポール型 IR」を注視すべきこと、この2点が導き出された。

3.3 「九州・長崎 IR」を例とする「日本型 IR」展開の考察

3.3.1 「九州・長崎 IR」の概観

上記3.1と3.2の内容を踏まえて、我が国の IR 候補として名乗りをあげている「九州・長崎 IR」を例として、「日本型 IR」の展開について考察していく。最初に述べておきたいことは、「九州・長崎 IR 基本構想」が提示する「九州・長崎 IR」は、本考察における「ヨーロッパ型 IR」にグルーピングできる点である。それは「九州・長崎 IR 基本構想」が、「ヨーロッパ型 IR」と同様に「地域」で成り立つ点で共通して

いるからである。また具体的に国際会議場の収容人数を最大枠で設定し、展示会等施設床面積を最小枠に留めている点も、「ヨーロッパ型 IR」のコンセプトと合致している為である。

そして施設ごとの「規模感」については、世界最大級の運営規模を誇る「シンガポール型 IR」を参考にすべきであろうことは前述のとおりである。

3.3.2 「九州・長崎 IR 基本構想」の概要

それではこの「九州・長崎 IR 基本構想」の概要を具体的に確認していく。

表 5：コンセプト（九州・長崎 IR の目指す姿）

九州・長崎 IR 基本構想（長崎県）	
開業年	未定
敷地面積	約31万 m ²
カジノ	未定
最大の会議場	収容人数は6,000人以上（施設全体の収容人数12,000人以上）
最大の展示場	約2万 m ²
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の観光の魅力の増進に資する施設 ・国内における観光旅行の促進に資する施設 ・来訪及び滞在寄与施設
ホテル客室数	室床面積の合計はおおむね10万 m ² 以上
年間訪問客数	840万人

（出典元：九州・長崎 IR 基本構想 概要版 から作成）

この「九州・長崎 IR」は、長崎県北部地域を借景とする誘客装置であり、「オール九州」を標榜する IR である。そして九州を中心に全国の魅力的な観光地や観光ルートを紹介して、来訪客をその各地域へ送り出す送客装置でもある。開業にあたっての総事業費用は3,500億円、年間来訪者数は国内外から延べ840万人を見込む。

3.3.3 「日本型 IR」中核施設基準との比較

2019年3月成立の「IR 整備法施行令」にて定められた、「日本型 IR」中核施設の基準と照らし合わせてみるとどうであろうか。

3.3.3.1 国際会議場施設の規定は、「最大国際会議場収容人員」として「おおむね1千人以上」。これに対して6千人超を収容する国際会議場を

設立。

3.3.3.2 展示場施設は、「最大国際会議場収容人員」の区分に応じて展示場施設床面積の合計が規定される。「最大国際会議場収容人員」が「おおむね6千人以上」の為、展示場施設総床面積は「おおむね2万平方メートル以上」。この規定に準じる規模の展示場施設を設立。

3.3.3.3 観光の魅力増進施設は、ジャパン・ハウスなどの設立にて対応。

3.3.3.4 国内観光旅行促進施設は、送客施設の設立にて対応。

3.3.3.5 宿泊施設の規定は、全ての客室の床面積の合計が「おおむね10万平方メートル以上」。これに準じる規模の宿泊施設を設立。

3.3.3.6 来訪及び滞在寄与施設は、コンサートホール、メディカルモールなどの設立にて対応。

3.3.3.7 カジノ施設

3.3.3.3、3.3.3.4、3.3.3.6、3.3.3.7はコンセプトの提示だが、いずれも該当する施設を設立する旨が計画されている。

なお、「展示場施設」の規模は「国際会議場施設」の規模に応じて定められるのだが、この2施設について規模の近い施設と比較してみる。「国際会議場」用途で6,000名以上の収容とは、東京国際フォーラムのAホール（5,012席）を上回り、国内最大級の規模である。なお海外 IR に目を向けると、「ヨーロッパ型 IR」バーデンバーデンのコンベンションセンターは最大2,700人、「シンガポール型 IR」マリーナ・ベイ・サンズのコンベンションホールは最大8,000人の収容力を持つ。「展示場」用途での2万 m²以上の規模感は、東京ビッグサイトの東1ホールから東3ホールを連結した25,690m²に迫るものである。

3.3.4 「九州・長崎 IR」の特徴

上記の、世界最大級の国際会議場施設の設置にウェイトを置き、展示場施設は補完的規模に留める組み合わせから、「九州・長崎 IR」は

「人の流れ（人流）」を主体とする会議や学会の誘致に主軸を置いていると同える。例えば、国際会議、大型会議並びに学会などは2～3日に及ぶケースや「サテライト」会議が付随するケースが散見される。よって会議や学会を重視することは、副次的に IR 内の宿泊施設の稼働率及びその他施設での消費額の向上を企図した選択であるとも言える。

またその名称から、「オール九州」で「九州・長崎 IR」を盛り立てていこうとする企図も理解できる。そしてその具現化の為に、「シンガポール型 IR」レベルの国際会議場施設を兼ね備えつつ「ヨーロッパ型 IR」の地域を起点として成り立つコンセプトを標榜する IR、それが「九州・長崎 IR」であると分析する。

「ヨーロッパ型 IR」と「シンガポール型 IR」のベストミックスが「日本型 IR」である。この発想に基づいて「九州・長崎 IR」を考察することで、例えば上記のような「九州・長崎 IR」が抱く諸々のコンセプトを上手く理解し、整理することが可能となる。

第4章：まとめ —「日本型 IR」の「型と規模」について

以上このように、我が国の観光関連法令を踏まえ、先行する海外 IR の現状を概観すると共に、「九州・長崎 IR」を例に取り上げて、2022 年以内に認定される「日本型 IR」の展開を考察してきた。よって以下に「日本型 IR の型と規模」述べていくこととする。

4.1 「日本型 IR」の「型」について

まず「型」については、先行する海外 IR を概観した結果、「地域」から成立し、またその地域全体を借景とすることで IR に広がりを持たせている「ヨーロッパ型 IR」が参考とすべき IR の「型」に相応しい。なお「九州・長崎 IR」については、現在、「ヨーロッパ型 IR」の「型」をトレースした構想が展開されている。

4.2 「日本型 IR」の「規模」について

次に「規模」については、先行する海外 IR を概観した結果並びに IR 整備法施行令にて定義された国際会議場施設と展示場施設の規模を照らし合わせて、「シンガポール型 IR」の施設の規模が、参考とすべき IR の「規模」に相応しい。

4.3 「日本型 IR」の「型と規模」について

上記4.1と4.2を受け、「日本型 IR」の「型と規模」については「ヨーロッパ型 IR」を基本としつつ「規模」の点で「シンガポール型 IR」に準じる世界トップレベルの国際会議場施設を保有するもの、と定義付けられるであろう。

最後に「日本型 IR」の全体的な規模感について再度触れておく。既述のとおり「九州・長崎 IR」では年間延べ来訪者数を840万人と想定し、これは近接するハウステンボスの年間入場者数のおよそ3倍の人数である。このことから、IR の誘致そして設立が、人の流れの増加と変化、新規雇用、そしてインフラ整備など、多様な経済的効果と変化をその IR 認定区域と周辺地域にもたらすであろうことが容易に想定できる。

IR の誘致については「どこに決まる？」のみならず、「どのような形？」「どのくらいの大きさ？」という点にも関心を持つことが大切であり、正しく理解することが必要だ、と述べる理由がここにある。

注

- 1) 特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（概要）～「観光先進国」の実現に向けて～（2017）
- 2) 観光立国関係閣僚会議（2003年）「観光立国行動計画」
- 3) 観光立国推進基本法（2006年）
- 4) 10年を要した理由は本論の考察範囲を超える為、別稿に譲りたい。
- 5) デロイトトーマツグループ HP「ナレッジ 主要地域のゲーミング（カジノ）市場の概況および IR 収益構造」
- 6) Meeting（会議）/Incentive-Travel（研修旅行・

- 報奨旅行)/Convention (国際会議等大型会議)
/Exhibition (見本市・展示会・イベント) の略。
- 7) 長崎県・佐世保市 IR 推進協議会 (2020)「九州・長崎 IR 基本構想」概要版・全体版
- 8) Baden-Baden Kur & Tourismus GmbH Conventions & Events HP

参考・引用文献

- ・大林 守・生田目 崇 (2015)「IR 推進法案の経済分析 ―問われるべきは何か?― p3」専修大学商学研究所報46巻 8号 pp1-28
- ・白木由香 (2018)「シンガポールの観光事業の発展について p113」東海学院大学紀要12 pp111-116
- ・中條 辰哉 (2015)「統合型リゾートにおける2つのビジネスモデル ―リンク型 IR とクローズ型 IR―」大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要17巻 pp131-154
- ・森尾真之・井上英也 (2020)「「欧州型」リゾートをモデルとした地域観光の在り方 ―長崎県における MICE による観光の可能性― p52」長崎国際大学論叢 第20巻 pp47-64
- ・ジェイソン ハイランド (2019)「IR で日本が変わる カジノと観光都市の未来」角川新書
- ・高岸 洋行 (2021)「どこへ行く日本版 IR」『週刊トラベルジャーナル』2021年10/18号 pp8-11
- ・デービッド アトキンソン (2017)「新・観光立国論【実践編】世界一訪れたい日本のつくりかた」東洋経済新報社
- ・フィリップ ランジュニュー=ヴィヤール/成沢広幸訳 (2006)「フランスの温泉リゾート」白水社
- ・「観光立国行動計画」(2003)
- ・「観光立国推進基本法」(2006)
- ・「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (通称 IR 推進法)」(2016)
- ・「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」～「観光先進国」の実現に向けて～ (2017)
- ・「特定複合観光施設区域整備法 (通称 IR 整備法)」(2018)
- ・「特定複合観光施設区域整備法施行令」(2019)
- ・「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(2020)
- ・長崎県・佐世保市 IR 推進協議会 (2020)「九州・長崎 IR 基本構想」概要版・全体版
- ・首相官邸 HP (2017) 第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議「諸外国における IR について」資料4及び参考資料1 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/dail/siryou4.pdf https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/dail/sankou1.pdf (最終閲覧日 2021年10月25日)
- ・観光庁 HP (2020)「報道・会見」第7回 IR 整備法に基づく基本方針の決定等について 別添資料②「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001378765.pdf> (最終閲覧日 2021年10月26日)
- ・東京ビッグサイト HP フロアマップ <https://www.bigsight.jp/visitor/floormap/1f.html> (最終閲覧日 2021年10月20日)
- ・東京国際フォーラム HP ホールA <https://www.t-i-forum.co.jp/visitors/facilities/a/> (最終閲覧日 2021年10月20日)
- ・Resort World Birmingham Casino HP <https://www.resortsworldbirmingham.co.uk/casino> (最終閲覧日 2021年10月20日)
- ・デロイトトーマツグループ HP ナレッジ 主要地域のゲーミング(カジノ)市場の概況および IR 収益構造 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/real-estate/articles/re/ir-business-earning-structure.html> (最終閲覧日 2021年12月31日)
- ・Baden-Baden Kur & Tourismus GmbH Conventions & Events HP <https://www.baden-baden.com/en/convention-bureau> (最終閲覧日 2021年12月31日)